

平素より会員の皆様方の事業場におかれましては労働災害防止運動をはじめ、働き方改革の推進等による長時間労働の是正や職場環境の改善への取り組み、また島根労働基準協会浜田支部に対しまして絶大なご支援ご協力を賜り、浜田支部の事業活動が円滑に運用されておりますことに、厚くお礼申し上げます。

先ず新型コロナウイルス感染症についてですが、県内において発症者は高止まりにあり、罹患された方々にお見舞い申し上げますとともに、治療と感染予防に力を注がれている方々に感謝と尊敬の意を表します。現状、我々がすべきことはそれぞれがガイドラインを順守して、日常感染対策を徹底する中で、日々の生活を送ることがとても大切だと思っています。今まで以上

ご挨拶

一般社団法人 島根労働基準協会浜田支部
支部長 横町 彰 一

(日本製紙横浜津工場 工場長)

にお一人おひとりの対策をよろしくお願ひします。

さて、本年県内の労働災害の発生状況ですが、3月未までのところで休業4日以上の労働災害による死傷者数は180人(うち死亡者1名)で、前年同月比で7人(4.0%)の増加となりました。一方、浜田管内では27人(うち死亡者1名)で、前年同月比で2人の増加となりました。特に、1名の尊い命を失ったことは真摯に受け止めなければなりません。労働災害を発生させないためには、経営トップをはじめ働く一人一人が「安全第一・安全最優先」の意識を持ち、作業前の危険予知を実践することが不可欠であると考えております。会員事業場の積極的な対応を切に要望します。

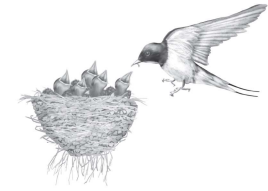
浜田支部だより

第40号
令和4年5月
一般社団法人 島根労働基準協会
浜田支部
〒711-6116 浜田市山見町116-6 通階
TEL0855-23-5611

現在、我が国は急速な労働力人口の減少と高齢化社会を迎えており、誰もがその持てる能力を十分に発揮できるように、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進、雇用形態に関わらない「働き方改革」の推進が非常に重要となっております。

働き方改革関連法により労働基準法等が改正され、年5日間の年次有給休暇の確実な取得や大企業のみならず中小企業に対しても時間外労働の上限規制の適用が開始されております。先ずは、労働基準法等改正の内容を良く理解することが重要と考えております。そのために、浜田労働基準監督署に設けられております労働時間相談・支援コーナーをご活用下さい。

今年も7月1日から7月7日まで、全国安全週間が「安全は急がず焦らず怠らず」をスローガンとして展開されます。(準備期間は6月1日から6月30日まで)この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性につ



いて認識をさらに深め、安全活動の着実な実行をお願い致します。

当支部では、今後とも行政機関および本部と連携して、コロナ禍に対応した各種講習・教育の実施をはじめ情報発信に取組んでまいります。また、労働関係法令の普及、産業安全衛生の向上、労務管理の近代化を推進することにより企業の健全な発展と働く人々の福祉向上に寄与するという当協会の本来の目的を踏まえ、引き続き会員のための協会として、会員事業場の皆様のご期待に沿えるよう事業運営を行って参りますので、会員各位の積極的なご利用と参加ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年4月1日付で浜田労働基準監督署長として着任いたしました元行と申します。一般社団法人島根労働基準協会浜田支部の会員の皆様方におかれましては、平素より労働基準行政への御理解と御協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、最近の労働基準行政の重点について述べてさせていただきます。

まず、管内の状況ですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、雇用の過不足感は業種や企業によりばらつきがみられています。当署としましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働者が安全で健康に働くことができるよう、職場における感染防止対策に取



署長 元行 展久

新任のご挨拶とご紹介

り組むとともに、業務により感染した場合は、迅速に労災補償を行うてまいります。また、「職場における取組の5つのポイント」、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が事業場において幅広く活用されるよう、周知徹底を図ってまいります。

次に、働き方改革についてです。ご存じのとおり、「働き方改革関連法」が施行され3年が経過しております。主だった改正の時間外労働時間の上限規制年次有給休暇の年5日の取得等につきましては、既に多くの企業で取り組んでいただいておりますが、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行っていくことが重要であり、そのため、当署としましても、管内に設置している「労働時間相談・支援コーナー」に専門の支援班を置き、きめ細やかな相談・支援を行ってまいります。

また、島根労働局の委託事業として、松江市にて「島根働き方改革推進支援センター」を設置し、働き方改革関連法に関する相談はもちろ、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直し、同一労働同一賃金イデオロギなどを参考とした非正規雇用労働者の処遇改善に関する相談や

助成金の活用方法、人材不足への対応に関する相談などに対応させていただきます。よって、「島根働き方改革推進支援センター」についてもご活用いただきたいと思ひます。次に、最低賃金の引上げについてです。最低賃金については、「働き方改革実行計画」等において、年率3%程度を目途として引上げを進め、全国加重平均千円を目指すこととされています。そして、島根県最低賃金は令和3年10月2日から時間額824円となつております。

よって、島根県最低賃金及び特定最低賃金の改定に伴い、最低賃金未満の労働者が事業場にいないか、今一度チェックをお願いいたします。

次に、労働災害防止対策についてです。令和3年の当署管内での労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷者数が12人と前年より16.7%増加しています。他方、死亡者数は0人と前年より1人減少しています。

労働災害の動向の特徴としては、転倒災害の占める割合が25%となつており、増加していること、さらには、60歳以上の高齢労働者の占める割合が33%と引き続き高くなつていことが挙げられます。本年は第13次労働災害防止計画の最終年となることを踏まえ、目標である休業4日以上の死傷

者数を2017年と比較して5%以上減少させること、つまり休業4日以上の死傷者数11人以下とするのが達成できるようなあらゆる機会を捉えて労働災害防止対策について指導してまいります。

最後にになりましたが、会員の皆様方より一層の御発展、御活躍を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

監督 安衛課監督係 坂東 大也
監督 安衛課安全衛生係 中西 雄大



第95回 全国安全週間

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

事業場で労使が協議して労働災害防止対策に取り組んで来た結果、労働災害は長期的にみると減少していますが、令和3年の全国における死亡災害は857人と令和2年の803人を、休業4日以上の死傷災害(以下「死傷災害」という。)は149,917人と令和2年の131,156人を上回り、平成14年以降最多となる見込みです。

次に、島根県内の労働災害発生状況ですが、令和3年の死亡災害は6人と令和2年の4人を、また、死傷者災害は825人と令和2年の688人を上回っています。

一方で、浜田労働基準監督署管内の労働災害発生状況は、令和3年には死亡災害は発生しなかったものの、死傷災害は112人と令和2年の96人を上回り、業種別では建設業における労働災害は増加しているところだ。

全国的な死傷災害増の要因としては、高齢者の労働災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加が考えられます。こうした労働災害の防止対策としては、事業場内の体制として、安全衛生委員会での調査審議などの基本的な安全管理の取組が実施されているか、実施されているれば現場の意識にまで取組内容が落とし込まれているか、といった基本的な安全衛生管理の実情を把握し、改善などの措置を講じることが必要です。

よって、浜田労働基準監督署においても、労働災害が増加している現状を打破すべく、改めてこれらの措置を確認し、みなさまが実行に移しやすいよう、きめ細かな情報提供や具体的な取組方法についてのアドバイスなどの支援を図って参ります。

このような状況を踏まえ、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

「安全は 急がず焦らず怠らず」

全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図っていただきますようお願いいたします。